新型インフルエンザ流行期における県立学校の 臨時休業措置等のガイドライン

平成21年8月27日 島根県教育委員会

1. ガイドライン策定の趣旨

- ① 8月19日、厚生労働大臣は、「新型インフルエンザの本格的流行が既に始まっている可能性があり、今後、学校が再開された際には、感染が急激に拡大することも十分に考えられる」との談話を発表し、国民の注意を喚起した。
- ② 県内でも、7月下旬から急速に感染者数が拡大し、8月中旬以降、学校での集団発生事例が連日確認されており、また、感染確認後に予想を超える勢いで感染者数が急増した例も出ている。二学期に向けて、あらためて学校関係者の危機管理意識を喚起するともに、インフルエンザ患者が発生した際の出席停止又は臨時休業措置(学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校)を的確かつ迅速に講ずる必要が生じている。
- ③ 既に6月22日付けで通知したとおり、各学校長は、通常の季節性インフルエンザと同様の手続(学校医との相談など)により、必要な臨時休業措置の内容を決定する必要があるが、先に発表した検証報告書(8月18日付け)にも記述したように、臨時休業措置等について何らかの具体的指針を求める学校のニーズは強い。
- ④ 一方、全国的な流行に伴い、8月25日付けで新たな厚生労働省通知が出され、 PCR検査による新型インフルエンザ確定を行ってきた従来型のクラスターサーベイランスを全国一斉に終了することとされた。
- ⑤ なお、今後しばらくの間は、各都道府県の判断により、「地域における感染拡大の早期探知のためのサーベイランス」(=以下「新方式のクラスターサーベイランス」という。)を引き続き行うこととされたところである。新方式のクラスターサーベイランスにおいては、新型インフルエンザ患者の確定及び濃厚接触者の特定が行われなくなるため、学校長は、インフルエンザ様症状のある者は新型インフルエンザ患者である可能性が高いという前提を置いた上で、出席停止又は臨時休業措置の内容を決定していくことになる。
- ⑥ 以上のような背景のもとで、このガイドラインは、新方式のクラスターサーベイランスが実施されている段階、新方式のクラスターサーベイランスが終了した段階に分けて、それぞれの段階における臨時休業措置等の在り方についてガイドラインを示すものである。
- ⑦ ただし、このガイドラインは、学校長による臨時休業措置等の決定に際し、あくまでも判断材料の一つとして位置づけられるものであり、実際の措置内容の決定に当たっては、個別具体的な感染状況に即して、学校医や保健所の助言・指導も勘案しながら、総合的判断が的確かつ迅速に行われる必要がある。

2. 新方式のクラスターサーベイランスが実施されている段階の対応

(1) 孤発の場合

- ① インフルエンザ様症状(急な発熱と、咳、喉の痛みなど)のある児童生徒又は教職員が孤発した場合、学校医と相談の上、通常の季節性インフルエンザと同様に、学校長の判断で対応を決定して差し支えない。
- ② なお、医師によりインフルエンザ患者(新型又は季節性のいずれかを問わない)と診断された場合は、出席停止(発症後1週間又は解熱後2日間経過まで)を原則とする。

(2) 複数発生の場合

- ① インフルエンザ様症状 (急な発熱と、咳、喉の痛みなど) のある児童生徒又は教職員が1週間以内に複数発生した場合、学校長は、その旨を迅速に保健所へ連絡しなければならない。その際、症状のある児童生徒又は教職員同士に接触機会があったかどうか (学級、部活動、地域行事など) が保健所にとっては重要な判断材料になるので、この点に関する情報も併せて保健所へ連絡すること。
- ② 連絡を受けた保健所においては、学校と連携した簡便な方法で積極的疫学調査が 実施され、インフルエンザ様症状のある者の人数や感染の範囲(学級、部活動など) 等の感染状況の把握が行われることになる。
- ③ この簡便な方法による積極的疫学調査を踏まえ、保健所から当該学校に対し、必要に応じて感染拡大防止対策等に関する助言・指導が行われることになる。
- ④ 以上を踏まえ、新方式のクラスターサーベイランスの対象となった学校においては、以下のとおり対応することを原則とする。

【学級の対応】

- ・インフルエンザ様症状のある児童生徒又は教職員には、速やかに医療機関を受診 するよう指導する。
- ・医師によりインフルエンザ患者(新型又は季節性のいずれかを問わない)と診断された者は、出席停止(発症後1週間又は解熱後2日間経過まで)とする。
- ・インフルエンザ患者(新型又は季節性のいずれかを問わない)が「**短期間に多数」** 発生するなど急速な感染拡大につながるおそれがある場合は、学校医と相談の上、 学級閉鎖(4日間)を行う。
 - ※「短期間に多数」は、県立高校においては、発症日3日間の範囲内で同一学級5名以上のインフルエンザ患者(新型又は季節性のいずれかを問わない)が発生した場合を想定して運用することとし、県立特別支援学校においては運用基準を別途示す。
- ・なお、同時期に複数の学級で**「短期間に多数」**のインフルエンザ患者が発生した場合、保健所の助言・指導を受けた上で、学年閉鎖又は臨時休校の必要性を検討すること。
- ・学級閉鎖後、登校を再開してから更にインフルエンザ患者が発生した場合は、原 則として出席停止で対応する。ただし、急速な感染拡大のおそれが切迫している 場合や保健所から学級閉鎖等の要請があった場合は、この限りではない。

【部活動などの対応】

- ・インフルエンザ様症状のある児童生徒又は教職員は、部活動などに参加させず、 速やかに医療機関を受診するよう指導する。
- ・医師によりインフルエンザ患者(新型又は季節性のいずれかを問わない)と診断された者は、出席停止(発症後1週間又は解熱後2日間経過まで)とする。
- ・インフルエンザ患者が複数確認された部活動などは活動休止(4日間)とし、感染の推移を見極めながら、必要に応じて活動休止期間を延長する。

3. 新方式のクラスターサーベイランスが終了した段階の対応

新方式のクラスターサーベイランスが終了した段階においては、インフルエンザ 様症状(急な発熱と、咳、喉の痛みなど)のある児童生徒又は教職員が発生した場 合、以下のとおり対応することを原則とする。

【学級の対応】

- ・インフルエンザ様症状のある児童生徒又は教職員には、速やかに医療機関を受診 するよう指導する。
- ・医師によりインフルエンザ患者(新型又は季節性のいずれかを問わない)と診断された者は、出席停止(発症後1週間又は解熱後2日間経過まで)とする。
- ・インフルエンザ患者(新型又は季節性のいずれかを問わない)が「**短期間に多数」** 発生するなど急速な感染拡大につながるおそれがある場合は、学校医と相談の上、 学級閉鎖(4日間)を行う。
 - ※「短期間に多数」は、県立高校においては、発症日3日間の範囲内で同一学級5名以上のインフルエンザ患者(新型又は季節性のいずれかを問わない)が発生した場合を想定して運用することとし、県立特別支援学校においては運用基準を別途示す。
- ・なお、同時期に複数の学級で「**短期間に多数」**のインフルエンザ患者が発生した場合、学校医と相談の上、学年閉鎖又は臨時休校の必要性を検討すること。
- ・学級閉鎖後、登校を再開してから更にインフルエンザ患者が発生した場合は、原 則として出席停止で対応する。ただし、急速な感染拡大のおそれが切迫している 場合や保健所から学級閉鎖等の要請があった場合は、この限りではない。

【部活動などの対応】

- ・インフルエンザ様症状のある児童生徒又は教職員は、部活動などに参加させず、 速やかに医療機関を受診するよう指導する。
- ・医師によりインフルエンザ患者(新型又は季節性のいずれかを問わない)と診断された者は、出席停止(発症後1週間又は解熱後2日間経過まで)とする。
- ・インフルエンザ患者が複数確認された部活動などは活動休止(4日間)とし、感染の推移を見極めながら、必要に応じて活動休止期間を延長する。

4. 重症化リスクのある児童生徒・教職員への対応

① 新型インフルエンザ感染者は殆どが軽症で回復しているが、以下に掲げる者は、 重症化するリスクが高いと考えられている。

【重症化リスクが高いと考えられる者】 出典:厚生労働省通知

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患 (糖尿病等)・腎機 能障害・免疫機能不全 (ステロイド全身投与等)等を有しており、治療経過や管理の 状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者など

- ② 県立学校に重症化リスクのある児童生徒又は教職員が在籍している場合、予防対策(手洗い、うがいの励行、人込みを避けるなど)の徹底に加え、集団感染を早期に探知して的確な感染拡大防止対策を講じるとともに、こうした者が感染した場合は、速やかに適切な医療を受けられるよう学校側としても十分に配慮する必要がある。
- ③ また、重症患者の発生を未然に防止するためには、感染した可能性のある者が、 周りに感染を拡げない努力(外出自粛、マスク着用など)が極めて重要であり、県 立学校においては、特にこの点を徹底する必要がある。
- ④ 前述したガイドラインについて、重症化リスクのある児童生徒又は教職員が在籍 する学級等においては、より厳格な基準を適用するなど、十分な予防対策及び感染 拡大防止対策を講ずる必要がある。